

## 川越市電力調達に係る環境配慮指針

### (目的)

第1条 この指針は、環境への負荷の低減を図るため、川越市(以下「市」という。)が行う電力調達契約に係る競争入札に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、もって環境と経済が両立した社会づくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この指針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う50キロワット以上の電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電力事業者(以下「電気事業者」という。)の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達契約をいう。

### (対象機関等)

第3条 この指針は、市の全ての機関に適用する。

### (環境評価項目)

第4条 この指針における環境評価項目は、次のとおりとする。

#### (1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

#### (2) 加点項目

- ア 環境マネジメントシステムの導入状況
- イ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- ウ 環境報告書の発行状況

### (入札参加資格)

第5条 市が行う環境に配慮した電力調達契約の入札参加資格は、前条の環境評価項目について、別表の評価基準により算出した評価点の合計が70点以上であることとする。

(評価)

第6条 市が行う環境に配慮した電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目に関する評価点等を、別表の評価基準により算出し、その評価点等を様式第1号に記載し、関係書類を添えて、入札申込期限の1週間前までに、市長に提出するものとする。

2 市長は電気事業者から提出された様式第1号の内容を確認し、その結果を様式第2号により電気事業者へ通知する。

3 入札事務担当課は、様式第2号により入札参加資格を確認するものとする。

(事務処理)

第7条 この指針に係る事務処理は、環境政策課において行う。

(見直し)

第8条 この指針は必要に応じて随時見直しを行うものとする。

(その他)

第9条 この指針により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年3月2日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年1月15日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年8月21日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年5月7日から施行する。

## 附 則

この指針は、令和 3 年 5 月 1 3 日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

評価基準

基本項目	区分	配点
令和元年度の1kWh当たりの 二酸化炭素排出係数（kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
令和元年度の 未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
令和元年度の 再生可能エネルギーの導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	導入していない	0

加点項目	区分	配点
環境マネジメントシステムの導入状況	導入している	5
	導入していない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
環境報告書の発行状況	発行している	5
	発行していない	0

(備考)

1 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数について

1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された調整後排出係数をいう。

2 未利用エネルギーの活用状況の算出について

(算定方式) 未利用エネルギーの活用状況 = ① ÷ ② × 100

① 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (kWh)

② 令和元年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場

合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

なお、未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分は含まない。))をいう。

- ・ 工場等の廃熱又は排圧
- ・ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号 以下「FIT 法」という。）」第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
- ・ 高炉ガス又は副生ガス

※令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

※令和元年度の供給電力量には他電気事業者への販売分を含まない。

算定により得た数値を上記<評価基準表>に照らし合わせ、該当する点数を様式第 1 号に記載すること。併せて算定根拠書類を添付すること。

### 3 再生可能エネルギーの導入状況について

(算定方式)

再生可能エネルギーの導入状況 = (① + ② + ③ + ④ + ⑤) ÷ ⑥ × 100

① 令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端 (kWh) )

- ② 令和元年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電気量は除く。
  - ③ グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、令和元年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
  - ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、令和元年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
  - ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、令和元年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）
  - ⑥ 令和元年度の供給電力量（需要端（kWh））
- ※①～⑥には他電気事業者への販売分は含まない。

なお、再生可能エネルギーとは、FIT 法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電施設による電気を対象とし、太陽光、風力、30,000kW 未満の水力（揚水発電は除く）、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

算定により得た数値を上記＜評価基準表＞に照らし合わせ、該当する点数を様式第 1 号に記載すること。併せて算定根拠書類を添付すること。

#### 4 環境マネジメントシステムの導入状況

評価対象となる環境マネジメントシステムは、「ISO14001」及び「エコアクション 21」とする。(原則、全組織・全活動及びその全従業員を対象とする認証に限る。)

導入している場合には、上記<評価基準表>に照らし合わせ、該当する点数を様式第 1 号に記載すること。併せて、審査登録証の写しを添付すること。

#### 5 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組例として、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

取り組んでいる場合には、上記<評価基準表>に照らし合わせ、該当する点数を様式第 1 号に記載すること。併せて、取組状況が確認できる資料（ホームページの写し等）を添付すること。

#### 6 環境報告書の発行状況

評価対象となる環境報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（いわゆる「環境配慮促進法」）に定める記載事項を満たす「環境報告書」又は「CSR 報告書」とする。



発行している場合には、上記＜評価基準表＞に照らし合わせ、該当する点数を様式第 1 号に記載すること。併せて、最新の環境報告書を添付すること。